リース 場合*の*

供

用 廃 止 設 備 の

明 細

供 用 廃 止 設 備 0 IJ 1 ス 税 額 控 除 実 施 額 0) 計 算

リース特別控除取戻税

IJ 供

額 控 (37) + (38)

実

施

額

39

税

ス

ス情	情報通 リース	信機器 特別控降	等を事 余取戻	\$ 業σ 税額	用に関	こ供]する	しな 5明約	くな m書	った	又	業年 は連 業年	結	•	•		法人名	<u> </u>)
Y5マ	種											類	1									
資	IJ	ー ス	情	報	通	信	機	器	等	0)	名	称	2									
産	賃		借			年			月			日	3	平	•	•	平	•	•	平	•	•
	IJ	_	ス	契	約	:	期	間	0)		月	数	4			月			月			月
区	事	業	り月	1	に	供	し	た	4	F	月	日	5	平	•	٠	平	•	•	平	•	•
分	事	業の	用に	供	L	な	<	なっ	った	. 年	月	日	6	平	•	•	平	•	•	平	•	•
	事	業の	用	に	供	し	た	. 月	数	ζ	(6) -	- (5)	7			月			月			月
兑額 質相	IJ	-	ス		費		用	0	0	総		額	8			円			円			円
空当 余額	基	準		IJ		_	,	ス	彩	ŀ	(8) ×	$\frac{60}{100}$	9									
艮 筻	税	額控	除	限	度	額	相	当	額	ĺ	(9) ×	100	10									
供用年度のリー控除実施額の計	供に額 用お相	供用	年 (5	度 引表六		リ)		ス 特の供用		控 })	除	額	11									
	廃け当 止る額	(11) (3	別戻	戻しのけれ		ある場合		(37)	(か	計		12									
	設リの 備 計 のス算 供特	のリラー	除の					①又	ては (1)+(2)		13				(16)	D(1)		(16)	か①+	-2
		既特	の適取用	た リ 道	対等が	合			(12)	· (13)	1		14									
ス算	用別 年控 度除	供用	廃止					時 別 り場合		※ 額	相当	当 額	15									
兑 頂		用年	度の	IJ	_	ス	税	額打		実	施	額	16	1			2					
	/11. July	供用年月	を後にお		越税	額控隊	限度制	習過額			額の合	計額										
供用	供控用原		<u>し</u> (十	九) 「	29」 3	スは別	表六	計額+ の二(-	<u>+</u>) 「2	25])]		17									
年度後のリース税額控除実施額の計	廃止設額	供用年		取 得 <u>引表六</u>				税 額 ひ供用			[超:	過額	18									
	開備の	(17) のう	-										19									
	繰額が	供用年度該当す											20									
	税額算	供1用ス	のうス対ち特	取を	ス器・情等	合		(38)	(か	計		21									
	控除	度別	刂設 に 控	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	あ	37	ては (3+	<u>4</u>))		22				(27)	カ3		(27)	の③+	-(4)		
	限度	の控	備リ除の一の	き適 リ	信る)			(21)	· (22)			23									
	超過					恩を取り? 繰越税? 税額控!							24									
	額の	供用廃	上設備		越税		除限度超過額		額控	除実	施相											
	(17) - (18) - (19) - (20) - (23) - (24) (マイナスの場合 (10) - (16)								<i>)-物</i> 口	(40)		26										
算	供り	用 年 月			-		税	·	控	余	ミ 施	額	27	3			4					
供	用廃	止 設 (<u>(25) と</u> リ ー					施施	額	(16) -	F (27)	28									
額	(10)	<u>۔ ۽ ۽ ۽ ۽ ۽ ۽ ۽ ۽ ۽ ۽ ۽ ۽ ۽ ۽ ۽ ۽ ۽ ۽ ۽</u>	(28)	の	う	ち	· · · · · 少			ν·	金	額										
の計	IJ.		<u> </u>	控	 除	取		税を		(29) ×	(4)-	-(7)	30									
算	ıj .		特別		除	取			· 質 の		(4	1)								(30)	の計	
真る		廃止設	備を事	業の	用に	: 供し	ノな <	くなっ	った事	事業年	丰度	又は						-				
る場合	連 結	事業年	度後	の 繰		. 額 ±) — (2		限度	超過	額 0)調	整 額	32									
	ጅ止設備	情の供用年	度に事	業の用	月に供	した	他の供	共用廃」	上設備	で既	にリー	ース特	持別控 隊	余の取	戻し	の適用	を受け	ナたは	井廃」	上設備	の明紀	H
_	ス	情 報	通信	1 機	器	等	の	名	称	33											計	
業	0)	用	に供	ŧ l	_	た	年	月	日	34	平		•	平	•		平	•	•			
業	の用	に供	しな	> 4	な	2	た 年	三 月	日	35	平		•	平			平	•				
	_	ス	費	用		の	糸	·····································	額	36			円			円			円			円

別表六 (二十) の記載の仕方

1 この明細書は、青色申告法人が平成18年改正法附則第 106条《情報通信機器等を取得した場合等の法人税額の 特別控除に関する経過措置》の規定によりなおその効力 を有するものとされる平成18年改正前の措置法(以下「第 成18年旧効力単体措置法」といいます。)第42条の11第 11項《リース情報通信機器等を事業の用に供しなくを受ける場合又は連結法人が平成18年改正法附則第132条《額の 特別控除に関する経過措置》の規定の適用を《額の 特別控除に関する経過措置といいます。)第68条の35年 結法人が情報通信機器等を取得した場合等の法人税効力 を有するを必とされる平成18年改正指置法(以下「軍成18年旧効力連結措置法」といいます。)第68条の15第 11項《リース情報通信機器等を事業の用に供しなくな可 た場合のリース特別控除取戻税額》の規定の適用を受け る場合に記載します。

なお、この明細書は、供用廃止設備の供用年度の異なるごとに用紙を改めて記載します。

また、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」のかっこの中に記載します。

- 2 「種類1」には、情報通信機器等の耐用年数省令別表 第一から別表第三までに定める種類を記載し、「リース 情報通信機器等の名称2」には、平成18年改正措置法規 則附則第15条《情報通信機器等を取得した場合等の法 人税額の特別控除に関する経過措置》の規定によりな おその効力を有するものとされる平成18年改正前の措 置法規則第20条の5の2第1項各号に掲げる情報通信 機器等の名称を記載します。
- 3 「リース契約期間の月数4」は、暦に従って計算し、 1月未満の端数は切り上げて記載します。
- 4 「供用廃止設備のリース税額控除実施額の計算11~ 28」の各欄は、次により記載します。
- (1) 「供用年度のリース税額控除実施額の計算11~16」 の各欄は、供用廃止設備の供用年度において平成18年 旧効力単体措置法第42条の11第7項又は平成18年旧 効力連結措置法第68条の15第7項《リース税額控除》 の規定により、その供用年度の法人税額又は調整前連 結税額から控除された金額のうち、供用廃止設備に係 るリース特別控除額相当額を計算します。
 - イ 「供用年度のリース特別控除額11」には、別表六 (二十一)の「リースに係るもの5」の供用年度分 の金額を記載します。
 - ロ 「(11)のうち既にリース特別控除の取戻しの適用を受けたリース情報通信機器等がある場合12~14」の各欄は、当期の供用廃止設備の供用年度において事業の用に供した他の供用廃止設備につき、当期前に既にリース特別控除の取戻しの適用を受けた供用廃止設備及び当期の供用廃止設備が2つ以上ある場合に、それぞれ記載します。
- (2) 「供用年度後のリース税額控除実施額の計算17~27」の各欄は、供用廃止設備の供用年度終了の日の翌日以後1年以内に終了した事業年度又は連結事業年度において平成18年旧効力単体措置法第42条の11第8項又は平成18年旧効力連結措置法第68条の15第8項《繰越控除》の規定により、当該事業年度の法人税額又は当該連結事業年度の調整前連結税額から控除された金額のうち、供用廃止設備に係る繰越税額控除限度超過額控除実施相当額を計算します。
 - イ 「供用年度後における繰越税額控除限度超過額の 控除実施額の合計額17」には、別表六(二十一)の 「前期繰越分に係るもの6」の金額のうち、供用廃 止設備の供用年度終了の日の翌日以後1年以内に 終了した事業年度又は連結事業年度に係る金額と 当期における別表六(十九)の「前期繰越分」の「同 上のうち当期控除額29」の金額(当期が連結事業年 度の場合は、別表六の二(十)の「前期繰越分」の

「当期分の特別控除額25」の金額)とを合計した金額を記載します。

- ハ 「(17)のうち供用年度前の繰越税額控除限度超過額の控除実施額19」には平成18年旧効力単体措置法令第27条の11第17項第2号イ(2)又は平成18年旧効力連結措置法令第39条の45第20項第2号イ(2)に規定する供用廃止設備の供用年度開始の日前1年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度における繰越税額控除限度超過額のうち、供用廃止設備の供用年度後において控除した金額を記載します。
- 二 「供用年度が特例対象事業年度等又は特例対象連結事業年度等に該当する場合の取得に係るみなし繰越税額控除限度超過額20」は、供用廃止設備の供用年度が特例対象事業年度等に該当する場合に、平成18年旧効力単体措置法第42条の11第9項第1号 又は平成18年旧効力連結措置法令第68条の15第9項第1号の規定により、取得に係る繰越税額控除限度超過額とみなされた金額を記載します。
- ホ 「供用年度のリース特別控除の対象設備のうち既にリース特別控除の取戻しの適用を受けたリース情報通信機器等がある場合21~23」の各欄は、当期の供用廃止設備の供用年度において事業の用に供した他の供用廃止設備につき当期前に既にリース特別控除の取戻しの適用を受けた供用廃止設備の供用年度後のリース税額控除実施額及び当期の供用廃止設備が2つ以上ある場合に、それぞれ記載します。
- 5 「リース特別控除取戻税額の合計額31」の金額は、別表ー(一)の「5」、別表ー(二)の「10」又は別表ー(三)の「5」(連結事業年度については、別表ーの二(一)の「5」、別表ーの二(二)の「10」又は別表ーの二(三)の「5」)にそれぞれ移記してください。
- 6 「供用廃止設備を事業の用に供しなくなった事業年度 又は連結事業年度後の繰越税額控除限度超過額の調整額 32」は、平成18年旧効力単体措置法令第27条の11第19項 又は平成18年旧効力連結措置法令第39条の45第24項《繰 越税額控除限度超過額から控除する金額》の規定の適用 を受ける場合に記載します。この場合、当該調整額は当 期の別表六(十九)の「当期控除額等35」及び「当期控 除額等38」の外書(連結事業年度については、別表六の 二(十)の「当期控除額等45」及び「当期控除額等48」の 外書)にそれぞれ移記してください。
- 7 「供用廃止設備の供用年度に事業の用に供した他の供用廃止設備で既にリース特別控除の取戻しの適用を受けた供用廃止設備の明細」の各欄は、当期の供用廃止設備の供用年度と同一年度において供用した他の供用廃止設備で当期前において既にリース特別控除の取戻しの適用を受けた設備の明細を記載します。この場合、「供用年度のリース税額控除実施額37」の「計」は「12」欄に、「供用年度後のリース税額控除実施額38」の「計」は「21」欄にそれぞれ移記します。